

三木市認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク事業

1. 事業について

認知症高齢者等が行方不明になった時に、できるだけ早期に発見できるように、警察だけでなく地域の関係機関・事業所が業務の範囲で発見・保護に協力するしくみです。

2. 登録（利用申請）について

- ① 行方不明のおそれのある方が事前に登録します
- ② 氏名その他、身体的な特徴やよく行く場所を情報として登録します
- ③ 情報提供意思確認も併せて提出していただきます
- ④ 顔写真・全身写真を提出します（3か月以内）
- ⑤ 登録完了時に登録通知書を市から送ります

3. 行方不明が発生した場合

- ① 家族はすぐに警察に通報します
- ② 警察から三木市に行方不明の連絡が入ると、ネットワーク協力機関に行方不明者の情報をFAXします
- ③ FAXを受けた協力機関は日頃の業務の範囲で早期発見・保護に協力します。
- ④ 三木市安全安心ネットでの情報配信と市立公民館での行方不明情報を掲示します

4. 発見された時

三木市から発見協力依頼先に解除依頼をします

登録時に提出していただくもの

・（様式第3号）

三木市認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク登録票

1 枚目【利用者情報】

2 枚目【行方不明時の発見協力依頼先】

【利用サービス等の情報】【家族等・緊急連絡先】

【写真】写真添付用紙有り

3 枚目【情報提供意思確認】